

大阪教育大学学生アルバイト制限職種等について

平成27年8月21日了承
大阪教育大学学生支援実施委員会

学生のみなさんへ

本学では、学生の身に危険が及ぶ職種、トラブルに巻き込まれる恐れがある職種、教育的に好ましくない職種等は「アルバイト制限職種」として、アルバイトの斡旋は一切行いません。アルバイト情報誌や求人チラシ等の中には、高い賃金を示す一方で、危険性、安全性の明示をしないで学生のアルバイトを勧誘しているものが見受けられます。

これらの職種に就くことで、教育大学の学生としての品位を損う場合や、結果として経済的損失を招き、自身の不利益となる恐れがありますので、勧誘や求人に応じないよう最大限の注意を求めます。

区分	具体例	理由及び参照事項
1 危険を伴うもの	・プレス、ボール盤、旋盤、断裁機等の自動機械の操作業務	危険・事故が伴う。
	・高電圧、高圧ガス等危険物の取扱い業務(助手も含む)	免許を必要とし、危険度が高い。
	・自動車及びバイク等の運転業務	事故に遭遇した場合、経済的・精神的負担が重く刑事責任まで負う可能性がある。
	・線路、交通の頻繁な道路上での作業 (測量・白線引き・交通整理等)	危険度が高い。
	・土木、水道工事、建物建設等の現場作業 ・2階以上の高所での作業 (窓ふき、器具の取り付け等)	危険度が高い。 転落等の危険度が高い。
2 人体に有害なもの	・農薬・劇薬等、人体に有害な薬物の取扱い (メッキ作業、白蟻駆除、塗装作業)	健康上人体に有害な影響を及ぼす恐れがある。
	・高温・低温の作業、塵埃、粉末、有毒ガス、騒音の著しい中での作業	健康上人体に有害な影響を及ぼす恐れがある。
	・長期継続の深夜作業	健康上人体に有害な影響を及ぼす恐れがある。
3 法令に違反するもの	・労働紛争に介入する恐れのあるもの	職業安定法参照。
	・営利職業のあっ旋業者への仲介あっ旋 (家庭教師等を派遣する事業主への紹介を含む)	職業安定法の趣旨に反する。
	・マルチ・ネズミ講商法に関するもの	無限連鎖講の防止に関する法律参照。
	・出来高払い(一定額の賃金保証のないもの)	労働基準法参照。
	・募集・採用を男女別等に設定し、性別等により異なる条件のあるもの	男女雇用機会均等法参照。
4 教育的に好ましくないもの	・街頭でのチラシ配り、ポスター貼り業務	内容的に問題があったり、無許可の場合が多い。
	・不特定多数を対象とした街頭調査、訪問調査、電話調査業務	相手側の了解を得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。
	・訪問販売、勧誘、集金等の業務	相手側の了解を得られない場合が多く、トラブルの原因となることが多い。
	・競馬、競輪場等、ギャンブル場内(サテライトを含む)での業務	トラブルの原因となることが多い。
	・バー、キャバレー、クラブ、キャバクラ等の風俗営業の業務、及びパチンコ、雀荘等の射幸性営業の業務	教育的にふさわしくない。
	・酒席での接待業務	教育的にふさわしくない。
	・選挙の応援に関する一切の業務 ・深夜に及ぶ業務	公職選挙法に抵触する場合が多い。 教育的にふさわしくない。
5 その他の適切でないもの	・人命にかかわることが予想される業務	水泳指導員、水泳監視員、ベビーシッター等。 ただし、定められた講習等を受講している場合を除く。
	・労働条件が不明確なもの	賃金、時間、場所、労働内容、登録制によるもの、支払方法等に関することが明記されていないもの。
	・人員の限定を条件とするもの	10人採用募集中1人でもかけると他の9人を不採用とするもの。 (就業意思のない者を巻き込む恐れがあるもの。)
	・宗教の布教にかかわる活動に関するもの	トラブルの原因となることが多い。
	・その他、学生にふさわしくないと判断されるもの	